

○波佐見町競争入札参加資格及び申請要綱

平成12年2月8日告示第1号

改正

平成15年1月10日告示第32号

平成16年12月8日告示第50号

平成23年3月30日告示第18号

平成24年11月14日告示第64-1号

平成25年10月8日告示第53号

令和3年10月1日告示第87-1号

令和4年3月23日告示第25号

令和6年5月1日告示第51号

波佐見町競争入札参加資格及び申請要綱

(目的)

第1条 この要綱は、波佐見町が行う建設工事及び測量・建設コンサルタント等の、競争入札の参加を希望する者の資格及び申請について、必要な事項を定めることを目的とする。

(建設工事の参加資格等)

第2条 入札参加資格については、地方自治法施行令第167条の4、第167条の5及び第167条の11によるもののほか、次のとおりとする。

(1) 資格

ア 建設業法（昭和24年法律第100号、以下「法」という。）第3条第1項の許可を受けているもの。

イ 建設業法第27条の23に規定する経営事項の審査を受けた者。

ウ 上水道事業における水道施設工事においては、2年以上の実務経験を有する技能士（主任技術者）を1名以上置き、事業所として上水道施設工事（上水道管布設工事、給水装置工事、浄水場施設等の建設ほか）の施工実績があることを要件とする。

(2) 主観的事項の審査基準

ア 前年度に履行した町工事の工事成績

イ 信用度

ウ 工事の安全実績

(3) 資格区分

工事の種類	等級
土木一式工事	A・B・C
建築一式工事	A・B・C

電気工事	A・B
管工事	A・B

(4) 建設工事入札参加資格審査の申請書類

- ア 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）
- イ 工事経歴書
- ウ 営業所一覧表
- エ 経営事項審査結果通知書の写し
- オ 納税証明書
- カ 技術者経歴書
- キ ISO登録証の写し
- ク その他必要と認める書類

（測量・建設コンサルタント等の参加資格等）

第3条 入札参加資格については、地方自治法施行令第167条の4、第167条の5及び第167条の11によるもののほか、次のとおりとする。

(1) 測量・建設コンサルタント等の入札参加資格審査の申請書類

- ア 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）
- イ 営業に関し、法律上必要とする登録の証明書又はこれの写し
- ウ 測量等実績調書
- エ 技術者経歴書
- オ 営業所一覧表
- カ 申請者が法人である場合は商業登記簿謄本、若しくはこれの写し。申請者が個人である場合は、身元証明書、若しくはこれの写し。
- キ 財務諸表
- ク 納税証明書
- ケ その他必要と認める書類

（提出期間）

第4条 申請書の提出期間は11月15日から12月14日までとする。ただし、前後に土日祝日が入る場合は、前後の平日において調整する。

（有効期限）

第5条 資格の有効期間は、申請を受け付けた翌年度4月1日から翌々年度3月31日までの2年間とする。ただし、有効期間が開始した年度に受け付けた場合は、翌年度4月1日から3月31日までの1年間とする。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成12年3月1日から施行する。

附 則（平成15年1月10日告示第32号）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月8日告示第50号）

この要綱は、平成16年12月8日から施行する。

附 則（平成23年3月30日告示第18号）

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 第2条第1号ア上水道事業の水道施設工事の参加資格については、平成24年度申請分から適用する。

附 則（平成24年11月14日告示第64-1号）

この要綱は、平成24年11月14日から施行する。

附 則（平成25年10月8日告示第53号）

この要綱は、平成25年10月10日から施行する。

附 則（令和3年10月1日告示第87-1号）

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月23日告示第25号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。